



昔の委託契約書を自動更新で使用

【イエローカード】です

1.はじめに

処理業者は、新たに廃棄物処理の委託があれば、第一に委託契約の有無の確認である。委託契約が既に締結されていれば、既存契約の継続となる。すなわち、法令上義務付けの委託契約の締結は必要ない。

しかし、委託契約が10年以上前に締結されていたもの場合は、その契約の自動更新は実効性のある契約といえるのか？

2.具体的経緯

廃棄物処理法の改正は、従来は小さい改正は5年ごとに、大きい改正は10年ごとに実施されると言われてきた。最近では2010年に大改正が行われた。その時からすでに12年以上経過している。

法令の改正は、現実の実態と法令上扱いの不具合とかの乖離について、その是正、修正のために適当な時期に実施されるものである。

過去には大きな廃棄物処理法違反事件が発生した時に、法令改正が行われてきた。

例えば、①同和エコシステムの廃液委託にかかる荒川河川汚染事件 ②ココ一番カレーの食品横流し事件 ③青森・岩手の大規模不法投棄事件、④瀬戸内海の豊島における大規模不法投棄事件

3.問題点は何か

過去に問題是正のための法改正が実施されたのであれば、過去の時点での委託契約書は、法令上の不具合、乖離、問題点を含んだままの委託契約を締結していることになる。

契約書の自動更新とは、これらの不具合、乖離などの問題点を引き継ぐ事になる。

4.解決はどこにあるか？

廃棄物処理の契約行為は、民法上の契約行為であり、様式は特定されていないが、廃棄物処理法では委託契約書に定めるべき項目を規定している。

そのため、契約書については、各都道府県でモデル契約書を提示・推奨したり、建設業団体が建設廃棄物標準委託契約書を販売している。

電子契約書を販売している会社もあり、それらの準備された様式を活用するのも解決策の一つです。

5.具体的対策は

過去分の委託契約書は、契約としては有効であるが内容的に補正すべき内容項目があれば、その部分について取り出して契約の手直し更新を行う必要がある。

【委託契約書の変更手続きの一例】

- ①変更部分について別途の変更契約書を作成する方法。
- ②変更になった部分を補完するために双方で覚書を取り交わす。
- ③全ての契約書について、更新手続きを行い、新たな契約書に順次切り替えていく。

6.取扱いの注意点

廃棄物処理に当たって委託契約書は法令上、重要かつ基本となる文書です。

処理業者では数千の委託契約書を保管し必要に応じて取出し確認を行っている。

委託契約書の管理には電子情報化などにより効率的な管理システムを採用する会社も多い。

廃棄物に特化した管理システムを販売している情報会社も少なくない。相談してみるのも解決方法の一つです。

◎別添の「イエローカードに注意」に特に注目をしてください。 以上

